

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和元年12月16日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 令和元年12月16日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査

第90号議案	「質疑・討論・採決」
第91号議案	「質疑・討論・採決」
第92号議案	「質疑・討論・採決」
第93号議案	「質疑・討論・採決」
第94号議案	「質疑・討論・採決」
第95号議案	「質疑・討論・採決」
第96号議案	「質疑・討論・採決」
第97号議案	「質疑・討論・採決」
第98号議案	「質疑・討論・採決」
第99号議案	「質疑・討論・採決」
第100号議案	「質疑・討論・採決」
第101号議案	「質疑・討論・採決」
第102号議案	「質疑・討論・採決」
第103号議案	「質疑・討論・採決」
第104号議案	「質疑・討論・採決」
第105号議案	「質疑・討論・採決」
第106号議案	「質疑・討論・採決」
第107号議案	「質疑・討論・採決」
第108号議案	「質疑・討論・採決」
第109号議案	「質疑・討論・採決」
第110号議案	「質疑・討論・採決」
第132号議案	「質疑・討論・採決」
第133号議案	「質疑・討論・採決」
第134号議案	「質疑・討論・採決」
第135号議案	「質疑・討論・採決」
第136号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

- | | |
|--|------------|
| (1) 要望書（太陽光発電設備設置に関して） | 「質疑・討論・採決」 |
| (2) 国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

委員長	中西宏彰	副委員長	齊藤竜也		
委員	鈴木長良	浅尾洋平	下江洋行	丸山隆弘	
議長	鈴木達雄				

欠席委員 なし

参考人 竹広区長 牧野正俊

参考人の補助者 竹広区副区長 天野健治

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、教育部の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 後藤知代

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において、本委員会に付託されました第90号議案から第110号議案まで及び第132号議案から第136号議案までの26議案、並びに議長から送付されました陳情2件について審査をいたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第90号議案 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第90号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第90号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第91号議案 新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第91号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第91号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第92号議案 新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第92号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第92号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第93号議案 新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第93号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第93号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案 新都市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、94号議案の質疑をさせていただきますと思います。

この本議案の改正内容を伺いたいのと、簡単でいいです。あとこの影響額と対象件数、前年度比で対比していただければと思います。この2つを伺います。

○中西宏彰委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 改正の内容につきましては、消費税及び地方消費税率が10月から引き上がったということで、それを踏まえて4月1日から死亡時の訪問料についての額を改正をお願いするものであります。

増額の見込みでありますけれども、平成30年度の時間内とか時間外とか、そういう単位ごとの利用実績をもとに推計をいたしますと、年間で約2,500円の増額を見込んでおります。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

消費税の増税が改正理由の基本だということで理解をいたしました。

年間2,500円ぐらい増税分高くなるよということだったと思います。消費税に伴うとい

うことで、本当に国の改正があるものですから、そういった形が適用、今回も、ほかの議案でもされているなということでは理解をいたします。

資料請求のほうを見させていただいて、手数料の区分のところですね、今回は死亡時の訪問料で上っているというわけなんです、そのほかにも、交通費だとか長時間利用加算料というものがあるということで、これも課税対象なのかなという形で思うんですが、こちらのほうは、今回は引き上げてないという改正になっているのか、この、ちょっと関係性がわかれば、教えていただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 今回の消費税率の引き上げに伴って、介護報酬の関係の見直しのほうも、国であったんですけど、先ほど言われた長時間の加算の保険の部分が見直しがされておりませんので、今回については、市のほうでも保険外の部分でやる見直しについては、改正のほうは予定しておりません。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今回は保険外というところを改正したということで、今後は交通費だとか、長時間利用加算料とかも介護報酬のほうにかかわってくるものですから、そういったところが適用になっていけば、ここも今後上がっていくというスケジュールという理解でよろしいのでしょうか、伺います。

○中西宏彰委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 交通費につきましては、実際、その108%分の加算をして、この金額であるものですから、実際2%分というところになると、金額には反映されるものではなかったということと、先ほど言われた長時間加算とか、そういう部分については、また今後の検討になってくると思えます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第94号議案の新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、消費税が10%への増税に伴い、死亡時の訪問料を課税して、消費税率の引き上げによるという改正であるということを理解をいたしました。

今、市民の暮らしの状況は厳しい中で皆さん生活をしています。そうした中で、訪問看護ステーションにかかわる仕事の内容というのは、やはりとりわけ市民生活に密着しており、市民の命と健康にかかわる分野でもあります。そういう中で、市民の暮らしには欠かせません。

行政としては、住民福祉の増進を図り、住民の安心安全のよりどころとなるべき地方自治体の役割として、極力、料金の値上げは避けるべきだと考えております。

皆さんの暮らし、密着、命にかかわるところを限定をして、今回の値上げについては据え置くということを提案したいと思います。

もちろん国の消費税による改正であるということは理解しておりますし、現場のスタッフの方々も人手が足りない中で頑張っているということは感謝しておりますので、よろしく願いいたしまして、反対の立場とさせていただきます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論ありませんか。
鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 第94号議案 新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正にきまして、賛成の立場から討論いたします。

今回の条例の一部改正は、10月1日から消費税及び地方消費税率が引き上げられたことを踏まえ、訪問看護ステーションの使用料に定める死亡時訪問料の額を改定するものであると認識をいたします。

使用料につきましては、特定のものに対する役務の提供に対して負担していただくものであり、受益者負担の原則の考え方に基づくもので、また、消費税率が引き上げられることで、役務の提供に要するさまざまな経費に転嫁されることから、使用料の改定は必要な措置であり、受益と負担を考慮した措置でもあります。

今回の消費税率及び地方消費税率の引き上げを踏まえた使用料の改定は、訪問看護の利用者やその家族への影響を考慮し、必要最低限の措置にとどめられていることを申し上げて、賛成討論といたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第94号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第94号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第95号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第95号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第96号議案 新城市生涯学習センターちさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第96号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第96号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第97号議案 新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第97号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第97号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第98号議案 新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第98号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第98号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第99号議案 新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第99号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第99号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第100号議案 新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第100号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第100号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第101号議案 新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第101号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第101号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第102号議案 新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第102号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第102号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第103号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第103号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第103号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第104号議案 新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第104号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第104号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第105号議案 新城市照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第105号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第105号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第106号議案 新城市鳳来中央集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第106号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第106号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第107号議案 新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第107号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第107号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第108号議案 新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第108号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第108号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第109号議案 新城市作手B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第109号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第109号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、第110号議案 新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。
質疑を終了します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。
これより、第110号議案を採決します。
本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、第110号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、第132号議案 新城市しんしろ福祉会館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第132号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第132号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第133号議案 新城市西部福祉会館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第133号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第133号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第134号議案 新城市いきいきライフの館の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第134号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第134号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第135号議案 新城市もくせいの家ほうらいの指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第135号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第135号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第136号議案 新城市鳳来高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第136号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第136号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、陳情審査のため、暫時休憩いたします。

[休 憩]

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情者、竹広区長牧野正俊氏から提出されました陳情 要望書（太陽光発電設備設置に関して）を議題とします。

本日は、参考人として、竹広区長牧野正俊さんの出席を得ております。

また、参考人の補助者として、竹広区副区長天野健治さんの出席も許可しております。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願い申し上げます。本日の陳情審査のほうに、これから入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

はじめに、参考人から陳情に関して御説明、御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

それでは、牧野さん、よろしくお願いいたします。

○牧野正俊竹広区長 竹広区長の牧野正俊と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、要望書ということで、10月23日にこちらの新城市議会議長、丸山隆弘様宛てに要望書を提出いたしましたので、それについて説明させていただきます。

竹広字藤波地内の太陽光発電設備設置において、地元関係者への説明もせず、偽造した隣地承諾書を申請書に添付し、農地転用許可をとり、土地開発行為の協議や太陽光発電事業届け出もしないで工事に着手するような悪質業者の横行を許してはなりません。

議会として、現状がよりよくなるよう、行政に求めていくことを要望いたします。

以上、要望のほうを提出させていただいたわけであります。

この中で、偽造された承諾書が提出されておりますけれども、私が一番ちょっと気にかかる点は、その偽造されて提出されておりますので、隣接農地所有者と区長名での承諾ということで提出されておりますけれども、私、それから隣接農地の所有者が、その承諾を目にする機会とか全くなく、知らないまま、手続が進んでいってしまっているということです。

これは、事業者の代理である業者が偽造して出して、それ1部出しておりますので、事業主さんのほうに控へはないです。ですから、もう事業主も偽造された私も隣接農地の所有者も、全く知らないまま、物事が進んでおりました。

そのことが大変、提出された承諾書、あるいはその承諾された承諾書、それをもって事業主に隣接農地の方の承諾はもらっていますよというふうに、事業主に説明をしております。これは当事者、それを提出した者から直接話をしましたと聞きましたので、そうしますと、それをそのまま受け取って、市のほう、農業委員会ですかね、のほうへ事業主夫婦と親御さんで説明に行ったというふうになりま

す。

というのは、私はそれに一緒に行った事業主さんのお母さんと話をしたときに、業者から隣接農地の承諾書はもらってますよということを知っているの、聞いておりますという話をお母さんから聞きました。ですから、それをもって説明に行ったんだということと、その業者の担当が、みずからそういうふうにしたと、説明をしたというふうに認めておりますので、そういうふうに進んでいったのというふうに思います。

そここのところが、もう一度言いますけれども、当事者、私、区長の地元の代表者、それから当事者の隣接農地の所有者が何も知らないまま、どんどん進んでいって、許可おいているということが非常に問題だと思っておりますので、これを何かチェックする機能だとか、確認する方法だとか、そういうことができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺をお願いしたいということですね。

それから、県のほうの指導で、この承諾書の添付について、必ず出しなさいというふうにはなっていないというふうに聞いております。提出を拒否するものではないということですので、出しても出さなくてもいいというふうな受けとめになると思っておりますので、それをあえて出してきて、今回は出しておりますけれども、あえてか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、それを出しておりますので、そこら辺、出たときに、それをチェックするとか、県からそれは拒否するものではないという指導的な文書が、事務文書が取り扱いとして来ています、出ていますけれども、市としては、もうそういう承諾書とかそういうものは出さなくていいというふうに決めてしまえば、もう申請者がみずから説明するということのみになるので、偽造した文書をもう提出することを新城市は必要ないというふうにしてしまえばいいのではないかなと、県は、拒否するものでないという言い方をしていま

すけど、市としては、こうですよというようなことができるんじゃないかなと、私は素人なりに思うものですから、そういう辺を改善に向けて検討してもらおうと、こういうことはなくなるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

副区長さんのほうはよろしいですか。

○天野健治竹広区副区長 はい。

○中西宏彰委員長 以上で、参考人からの説明及び意見のほうが終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承のほう、していただきまして、よろしく願いいたします。

それでは、質疑のほうはありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 きょうは忙しい中、お越しいただきまして、本当にありがとうございます。

今、説明をお聞かせいただきまして、非常にひどい話だなというふうに認識をしております。

そんな中で、隣接の所有者の方も区長さんも全くこの辺の経緯については、知らないところで、そうした偽造書類がつくられているというふうに認識をしたわけでございますけれども、事業主の御夫婦、また、その親御さんについても、同様に、もう全部、区長さんも了解するし、隣の土地の人も了解しとるように入らざるよという状況の中で、これ進んでいった話というふうに思っているのでしょうか。

○中西宏彰委員長 牧野さん、どうぞ。

○牧野正俊竹広区長 その件については、事業主は、その担当に、その手続について委任

しているということで、約束を手続についてはお任せするというのでありますので、もうその担当が主体的に事務的手続を進めていったというふうに、事業主もそういう理解をしていると思いますので、その農地転用のときに、業者から、担当から、承諾をもらっていますよと、それから区長さんの書面ももらっていますよという話は伝わっていますので、それをもって、今度、ソーラーの隣接の方の説明は必要ないというふうに考えてしまっているんじゃないかなというふうに思いますけれど、ここら辺、ちょっといろいろな接触するに当たって、そういう感じはします。

それで、その担当に聞くと、要はもろもろの届け出等が必要だという細かな話は、事業主のほう、家族の方にはしてないと思われま

す。だから、私どもが、第1回目の説明を開いたときに、げげんなとか、承諾をもらっているのに、何でもう一度説明をしなきゃいけないかというような感じでしたので、要は農地転用の許可をもらえば、もうそれで全てやっていけるんだというような受けとめをしたと思います。

というのは、事業の業者の担当が、そういう農地の協議だとか届け出についてのことは、もう市から指導を受けるとにもかかわらず、もうそこを何もしない、何もしないで現場に指示を出したということ、本人が、担当が言っておりますので、もう業者のほうへはそういう細かな説明はされてないというふうに私は理解しているので、事業主さんをかばうわけではないですけど、事業主さんも被害者の立場ではないかと思えます。ただ、事業主さんは、あくまでも施主であるので、その責任はあるとは思いますが、そういうふうに私は理解しております。

○中西宏彰委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

今、お話を伺って、やっぱり全て業者のほ

うにお任せして、委任をしておいたという中で起きたことであるということですね。

おっしゃるように、この事業主さんにあっても、同様にこれ被害者だなというふうに思っています。

ありがとうございます。

○中西宏彰委員長 ほかに皆さん、どうでしょうか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 きょうはありがとうございます。

ちょっと資料等もつけていただいて、ちょっと資料等の確認なんですけど、偽造されているという状況の資料というのは、どこを示されているのかなという、ちょっと確認なんですけど、例えば隣地承諾書という紙が2枚つけていただいておりまして、そこで、ちょっと黒塗りのところと、右のやつは、区長さんの、牧野さんの名前と印が押してあるんですけど、こちらの印鑑が偽造されていて、筆跡も牧野区長さんの筆跡ではないという理解でいいのか、そうではないのか、ちょっとそこら辺の偽造のところの部分を教えていただければと思います。

○中西宏彰委員長 区長さん、どうぞ。

○牧野正俊竹広区長 隣地承諾書が2枚あると思いますけれども、真っ黒、全部黒塗りのものがあると思います。そこには、区長の欄、黒塗りにしてあるのでわかりませんが、私がその情報開示の場で、この区長は私なので、私の部分は開示できませんかということをお願いしたら、本人さんですので、開示できますということで、そのところで、この落書きがしてある下の欄の区長の署名等、住所と署名、それから印影を、当日、そのところで開示していただきました。それで、私は、この文字を見て、全然自分の字ではないというふうに思いました。

それで、その次のページに、説明会をやったときの、その組と役員の人に立ち会っても

らいましたけれども、そのところの私の署名があるので、そのここの上ではこの2枚を比較していただければ、署名の字の書体が違うのではないかということを示す意味で、そのときの説明会の折の、ちょっとほかの人の名前はもう外してありますけど、私の名前の署名のそのときのものと比較してもらおうという意味で添付させてもらいましたのと、要望書に、竹広区長の名前で、私の、私、区長の署名と、区長印と私の常時使っている私印について、ここへ使わせていただいて、要望書として提出させてもらったので、そこに置いてある落書きのある私の住所と署名と、そこに押印がしてありますけれども、私が常時使っている私印の印とは違うということで、この印は私のものではないです。

ということを、ここで、この2つの点で、要望書の印と私の説明会の折の署名の筆跡をもって、これは違うというふうに示させていただきました。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。よくそういう状況なのかということで、わかりました。

では、区長さんの筆跡というのは、この要望書のところと、印鑑の自分の印鑑のところと、説明会に参加されたときの区役印というカテゴリーの下にある牧野さんの字体が、これが本人さんの字体という形でよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 区長さん、どうぞ。

○牧野正俊竹広区長 はい、そのとおりです。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。ありがとうございます。

比べてみても、もちろん印鑑も全然違うなというところで理解をさせてもらいました。

あと、ちょっと住民説明会に、県のことなんですけど、これは住民の方、藤波地内の方を限定だと思うんですが、説明会の参加者とい

うことでされたと思うんですが、これはいつやったものなのか、わかったら教えていただきたいと思います。

ちょっとここに月が、ちょっと塗りつぶされているのか、ちょっと。

○中西宏彰委員長 区長さん。

○牧野正俊竹広区長 説明会を開催したのは、9月8日6時から、ちょっと時間はあれですけど、9月8日です。

メンバーとしては、その現場の隣接者、隣接農地の方も含めて隣接する方、農業委員会に提出されたのは、隣接農地の所有者ですけども、その隣接される方は4名おりますので、その4名の方と区の役員、それから藤波地区の住民の皆さん、というのは、光が反射してどういうふうになるかとか、音がどんなふうに出るといふようなことを、関係の議員さんとか、ほかの地区の方から聞いておりましたので、どのように影響するかわからないので、それから、現場に、先にいろいろ諸手続をせずにかかってしまっている、そういう業者なので、なるべく関係者の方には集まっていたいただいて話を聞くのが適切だというふうに思いまして、そういう役員と地元住民、もちろんその土地の隣接の方、直接隣接の方に来ていただくようにして説明を開催いたしました。9月8日の夕方、晩に、6時半から説明会を開催いたしました。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

あと、この住民説明会の中で、参加者からどんな意見が、こんな感じの声があったよとか、反射のことが気になるとか、そういう強引なやり方やめてほしいとか、そういった声とか、何か主な意見が、もしも覚えていたら教えていただきたいんですが。

○中西宏彰委員長 区長さん、どうぞ。

○牧野正俊竹広区長 今、ほかでも問題になっているようなことが出されました。というのは、まぶしいことが起こりはしないか、そ

れから、すぐ隣接して、住宅があるもんですから、その方の居宅に対して、夏場やなんか、温度がさらにいつもよりも通常の夏場よりも、もっと温度が高くなりはしないかというようなことですね。

それと、音が出る出ないという話も出ました。音はすごく微妙に小さな音が出るようですけれども、ほかの地区の問題が発生したところの様子を聞きますと、非常に低周波というのですかね、一般では聞こえないような、一般の人には聞こえないような音が、ある人には聞こえるとかというようなことがあるそうですので、そこら辺の音の有無とか、超音波の問題だとか、テレビ、いろいろな障害がありはしないかということ。

それから、パネルを設置するんで、地面の吸水率というのは、当然、様子が変わってくるので、雨の水が多く出てきはしないか、その対策をはどうなっているか。

そういうようなことが主な質問というか、問題で、質問された内容です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 区長さんには何回か私が議長のときには来ていただいたんですけど、詳細にわたりまして、私も把握はさせていただいておりますけれども、前回、担当の部局の人たちに来ていただいて、今後の対策も含めて、いろんな声を、役所の中で聞きました。

その中では、先ほど冒頭に区長さんがおっしゃられた今後の対策を、一番そこが重要になってくるのかなと思うんですけど、その前に、ちょっと確認したいことがありまして、なかなかこれ動きが地域としてはどこでどういうふうに、誰がまた関係して動いとるのかというのが、なかなか実態がつかめない、これが、今の新城の状態だと思うんですけど、全国でもそうだと思うんですけど。

事が始まってから、たまたまそこを通りす

がって見つけてというような、こんなのが最近よくあるんですけども。今回も多分そうだと思いますけど。多分、こういう話というのは、もっと早くから当事者同士の話が行われていた、また、周辺へのいろいろ業者なりの聞き込みだとか環境調査も含めて、既下調べをやっていると思うんですね。その辺のところというのは、どうなんでしょうか、これ、事業主さんというのは、地主さんのプライバシーの問題もあるかもわかりませんが、この当事者の方というのは、もっと前から準備をされて、いきなりというんですかね、8月の後半に。さあ、仕事をやりますよと、見切り発車みたいな形でやられてるものじゃないかなと、業者そのものが。

これでこの経過を見ますと、これは事業説明会をこういうふうに出していったがために、向こうも受け入れてくれたしと、そこら辺、どうなんでしょう、事業主さんと業者さんのこの動きというのは、もっと早くからじゃなかったですかね。2月ぐらいからとか、そんなことなかったですかね。

○中西宏彰委員長 区長さん、どうぞ。

○牧野正俊竹広区長 私の知る限りでは、私のところへ来たのが、6月下旬、ちょっとその日にちだけについては、業者との、業者側のメモがあるんですけども、そのあたりの日にち、私はちょっと記憶が薄いんですけども、6月30日に訪ねてきた。それは訪ねてきたのは間違いありませんけど、私はこの6月30日だったかどうかというのは、ちょっとはっきり覚えてないところがあります。

そのときに、ソーラーをやるので、承諾をくださいというふうに来ました。で、私は、そのときに、特に音とかそういうのじゃなくて、水の排水について、しっかりやってくださいと、それと、その前に、関係者の承諾をもらってから、一番最後に区長である私のところへ来てくださいというふうに、その担当の人には言いました。それが6月の下旬。

それから、農地転用の許可の申請をしたのは7月5日となっておりますので、それより以前ってというのはちょっとわからないんですけども、その事業主のお母さんからちらっと聞いたのは、勧誘が電話であったよということを、ちらっと聞きましたけれども、それがいつの時期だったかということは、私はわかりません。

そういうことの転用が進んでおりまして、私のところへ来て、承諾の印くださいという話が、承諾してくださいということがあったので、それで、それからずっと間がありまして、8月の22日にくい打ち作業を私が確認をしたので、え、私のところへ承諾を求めてくるはずなのに、来てなくて、現場でもうくいを打っているということ、現場現場で見つけましたので、そこで初めて事業が進んでいるということがわかりました。

で、いろいろ市への確認だとか、そういうことが、そこから始まったわけで、それ、6月以前の事業主と業者のかかわりについては、ちょっとそのところはわかりません。

今言いましたように、8月22日にくい打ち作業、それ以前に草刈りをやっていたんですけども、何をやるのかなということとはわかりませんでした。

それから、次の23日に、もう既にパネルを運び込もうとしているところも、たまたま見つけましたので、隣の、承諾書等が、地元説明、承諾がされていないのに、パネルをここへ荷おろしするのはやめてくださいというふうにして、ほかのところへ荷おろしたということです。

以上です。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと酷似した、似たところの場所がありまして、その経緯をずっと探ってみましたら、この業者さんは、多分、多分ではありますけれども、2月前後に工事契約をその地主さんとされて、以降、いろい

ろ手続があって、中部電力との契約がまた申請がありまして、配電をする関係があって、大体それが5月前後ぐらい、6月になるかもわからないですけどね。それで承認をもらって、経済産業省へ説明認定を受けるための申請というのが大体6月。そうすると、大体これ時期的に、これ一致してくるということで、かなりもう前からこれは工事動いていたというのが判明しているんですね。

それで、事業認定を起すに当たっても、やはり配電をする場合は、電柱、それから高架するために、電線をはわせるために、地権者のところを通る可能性もあるということで、その辺の承認だとか承諾、関係者のその真下を通る地主さんの承諾、いろいろそういうことも調査をするために、6月の中旬ぐらい、大体、これ一致して、この後って、ちょっと確認をさせてもらっているんですけど。

それから後、経済産業省のほうからの認定がおけるのが大体8月のお盆前、そうして説明に一気に動き出す、仕事に動き出すのが8月の下旬。これすごく似ているんですけどね。

こういう流れで、手続上、とりあえず手続は踏んでおるといふ形での流れができていると思うんですけども。

たまたま本当に偶然にも、そういう現場で区長さんが行き合わせて、そういう事態になったんだけど。非常にこれ、今後こういう状態というのはあり得ると思うし、やはり行政としても、また、我々議会も監視をしっかりとしていく、そういうことも必要だし、一方では、チェック体制ですね、チェック体制をどういうふうにしていくのかという、一番のところが一番肝心だと思うんですけども。

それはやはり地域の皆さんと協力し合って、我々も行政もやっつかないと、ちょっと詐欺的な行為によってだまされるということがあると思うんです。心底本当に太陽光ソーラーの純真な環境政策として、地主さんも含めて、業者さんが誠意を持ってやっておれば、

また別の話ですけれども。どうも、この経過とかを聞いていますと、もう全然違いますので。

そういう流れじゃないかなと、ちょっと想定で私は言いましたけど、多分もう2月ぐらいから、動いている話だなというのは、ちょっと内々には確認させていただいたんですけど。

○中西宏彰委員長 区長さん。

○牧野正俊竹広区長 今回の着手の時期ですけれども、先ほどちょっと触れましたけれども、草刈りだとか、そういう作業は、大分前から入って、重機が来て、何か土の成形をやっているようなことはありましたので、大分前から入ってたということは想像できるんですけども。

それから、隣接、業者が承諾をもらっているというようなことを言った、事業主さんに説明をしたと、承諾をもらっている、印をもらっていると、そのときは、どなたからもらったかということはわからなかったもので、その現場での隣接の方を訪ねて聞いてまいりました。そうしたら、誰一人、承諾書も印を押した人はいませんでした。

その隣接農地の持ち主の方は、業者が来て、ソーラーやらせてくれと、承諾書をくれというふうに来たけど、一回相談しときます、それから、そこの方へは来たんですけども、隣接、すぐお隣の住宅の方、お住まいの方、それから隣の農地ではない住宅の方だとか、牛舎跡の方だとか、そういうところの方に聞いて回ると、何にも話はないよと、その母親のおばあちゃんから、今度、ソーラーをやることになったよということは聞いたけども、その方がそういう話ぐらいのことで、具体的な何か説明はないので、私が何かこういうふうに説明あったかって言ったら、そんなん何ができるだと言って、私が言って初めてソーラーができるということを知ったというような、そういう状態でした。

○中西宏彰委員長 ほかにどうでしょうか。

齊藤委員、いかがでしょうか。

○齊藤竜也委員 お忙しい中、ありがとうございます。

御要望いただいた内容、書面の文書ですが、議会として現状がよりよくなるように行政に求めていくことを要望いたしますというふうにいただきました。

先ほど、区長さんおっしゃられたように、現在の仕組みのままでは、同じことが起きるかもしれないし、新城市として、今ある要綱だったりとか、そういった形で管理というかチェック機能を持たせてはいるんですけど、そこに要はすき間があったということだと思うので、区長さんが求める要望というのは、ちょっと僕なりにさつき整理してみたんですけど、チェック機能をしっかりしてほしいという点、それともう一つが、県のほうではどうしようもないというような形の御意見があったんですけど、例えば県のほうに呼びかける、要望するとかということ等、さつきおっしゃられた、今あるルールではだめだから、要綱のほうを改善してほしいということだと思うんですが。

我々議会、市のほうにも多分要望されていると思うので、じゃ、議会として、私たちが今御要望に来られた区長の御期待に応えるために、具体的にこういうことをやってほしいというような、具体的な何かものというものはあるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 区長さん、どうぞ。

○牧野正俊竹広区長 まず、農地転用の申請については、先ほどちょっと触れましたけれども、承諾書の提出の有無、ここに愛知県農林水産部が出した事務、転用の質疑応答集のところに載っているんですけども、先ほど、繰り返しになりますけれども、隣地承諾書が添付されている場合には、その添付を否定するものではないということがここにありますが、そのとおりに受けとめると、出し

ても出さなくてもいいというような感じなんですね。

なんで、そのところ、それならば、なしでしたほうが、かえってこういうことは起こらないのではないかと。県がこういうことを言っていますけれども、市としてはこういうふうにしますよという方針にしてもらえばいいんじゃないかと思えますけれども、その辺の扱いについては、努力していただきたいということです。

それから、ソーラーの設置に関しては、市は指導するという立場で、いろいろ業者のほうにお願いするというので、罰則がないので、聞くところによると、何で出さにかいのかねなんていうことを言う方もおるやに聞きました。

この要綱というのは、やっぱり市民のために、市民に被害、生活環境に及ぼさないような、そういう一つのストッパーみたいな、そういうような役割もしていますので、そこはきちっと市で制定したものは守ってもらうような指導を強化してもらおうとか、今回、市の環境保全の担当の方から、国のほうへも、その都度、私が市の環境保全へいろいろなお話をすると、それを国のほうへ伝えていただきました。そして国のほうも、その担当や会社にいろいろな投げかけの指導という立場で協力していただきまして、市、それから市が情報提供することによって、そういう国からの強い指導がかかる。

今回では、先日の話ですけれども、この会社の体制の問題もありますけれども、社長を呼んで、こういう状態だという説明をして是正を求めるといふようなことを、国がやってくれているということですので、市と国との連携を密にさせていただいて、今、やっておられますけれども、さらに密にさせていただいてやってもらえば、国から業者の中核にいろいろな忠告だとか指導ができると、また、違ったふうになるかなと、よくなるんじゃないか

なというふうに思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 他の方質問はありますか。

○浅尾洋平委員 じゃ、確認を少し。ありがとうございます。

1個、ちょっと資料の確認なんですけど、今回つけていただいたのは、農地の転用のものが主なものでつけていただいたんですが、例えば市の環境の政策課のほうの要綱みたいなところの資料というのは、区長さんのほうでは、今のところとっていらっしゃらないという形でよろしいんでしょうか。

○中西宏彰委員長 区長さん。

○牧野正俊竹広区長 環境政策課のほうにいろいろ要綱があって、こういうふうに届けなさい、地元、隣接する方の同意、それとそれを確認したあかしとして、区長の確認もしてくださいねというようなものがありますので、そのところまでは、業者がきちっとやればできると思います。

たまたま今回は、そういう信頼できないというか、業者が入ってしまったんですけども、そうしたときに、それをやらない業者というのが市がどういうふうに対応するかというときに、罰則がないから指導するという立場なので、絶対これやりなさいとか、やれとか、それから、指導はできるんだけど、強制的に何かということではできないのが、市の立場ですから、私たちができるのは、そういう何回も何回も指導するということと、そういう状況を国のほうへしっかりと伝えるというふうに聞いていますので、私もそういうことを聞くと、こういうふうにしるしろと言っても、交通違反みたいなそういうような、こういうこと罰則があるよというものではないというところが一番、市としてもどうしようもないというか、やりきれないというところがあると思うんですけども。そのところを国等の連携とか、それから関係課の連携も必要ではないかと思えます。

というのは、今回、関係課というのは、環境保全課、それから施策、企画課というのですかね、土地開発協議が必要、それから環境政策へ設置の届け出が必要、それから教育委員会に設楽原、戦場跡地の地域の範囲内に入っているのです、その届け出も必要だということですので、そういう内容をきちっと業者に伝えて、それに対応してもらおうようなことが必要じゃないかと思えますけれども。

そういうことを、また、市は、国のほうへも、うちはこういう届け出が必要だということなんだよということも理解してもらっておくとかいうことも一つの何か国に動いてもらえるものになるのではないかというふうには思いますけれど。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑のほうはありますか。

区長さん。

○牧野正俊竹広区長 今回の件ですけれども、先日、業者のほうで、今、この要望書を出した時点でははっきりしなかったんですけれども、私が、私がこの署名の筆跡を見て偽造だというふうに、私自身が一番わかるわけなんですけれども、それから、その後、隣接農地の所有者さんにも一緒に行って情報開示してもらいました、その方の。それで、その方も自分の筆跡ではないというふうに確認をしました。

それから、先日、その担当、業者の担当が来て、会社に国からの本社への連絡で、そういう偽造という事態が発覚して、会社自体が確認したら、もう私がやりましたと、勝手に書いて出しました、それから、市からいろいろ指導を受けておりましたけれども、それはやりませんでしたというようなことを認めております。

ですから、私としては、そういう業者、担当が、先ほどちょっと話が出ましたが、ほかのところと同じようなことが起こってい

るということですけど、1つの理由として、たくさん何か仕事、業務量を抱えていたというような言いわけをしておりましたし、じゃ、その上司は、最近知ったと、初めて知ったというようなことを言っていますので、会社自体の部下の管理だとか、その担当が上司に報告するということがされてなかったという会社自体の体制のあり方もありますけれども、そういう業者を国が指導してくれたということなんですけれども、言いたいのは、そういう担当が勝手にやってしまったというようなことがすごく影響しているというふうに思うわけなんですけども。

何といても、今、そういうふうに自分が申しわけなかったというふうに、全面的に認めていると、担当は。そういう謝罪がありましたので、報告させていただきます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑のほうはよろしいですね。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑を終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

〔参考人 退室〕

○中西宏彰委員長 この際、しばらく休憩させていただきますので、よろしくお願ひします。

〔休 憩〕

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、これより討論を行います。討論はありませんか。

齊藤副委員長。

○齊藤竜也委員 本案件に関して、採択の立場で討論させていただきます。

本案件は、市にも同様の要望、陳情が出されており、地元住民の不安を一掃するためには、今後、この仕組みの改善等が急務であることを我々も認識していると思えます。

その上で、市と連携、行政と連携をし、我々議会に求めている要望者の希望に応えるためにも、本案件をこの現状のとおり採択をして、今後、再発の防止につなげていくことが急務であると考え、採択の討論とさせていただきます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、採決します。

本陳情は、採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

ありがとうございました。

この際、しばらく休憩をいたします。

〔休 憩〕

○中西宏彰委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を開きます。

陳情者、愛知保育団体連絡協議会会長、本田たみ代氏から提出されました、陳情、国に対して「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

陳情者代表者に参考人として出席を求めましたが、本日は都合により御欠席とのことです。

この際、しばらく休憩させていただきます。

〔休 憩〕

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 「すべての子どもによりよ

い幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書」の提出を求めるということで、趣旨採択の立場で討論をいたします。

これにつきましては、10月から全国的に実施をされているというような実情もありますし、少子化を食い止めていくという1つの策でもあるというふうに認識をいたします。

よって、この事柄の重要性を鑑み、趣旨採択としたいと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、本陳情を採決します。

本陳情は、趣旨採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託及び送付されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会させていただきます。

どうも、長時間ありがとうございました。

閉 会 午後3時19分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長